

23501

愛知県

幸田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定 年月	対象者の要件	内 容
幸田町企業 再投資促進 補助金交付 要綱	R3.3 制定	○【対象分野】 日本標準産業分類に掲げる「製造業」及び「ソフトウェア業」に分類される産業のうち、次のいずれかの分野に該当すること。 ① 次世代自動車関連(自動車関連を含む)、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連 ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種 ○【適用要件】 以下の①から⑧の要件の全てを満たすこと。 ① 幸田町内において工場等を20年以上立地している者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業、中堅企業 25人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、固定資産取得費用の合計額が1億円(税抜)以上であり、原則として補助金交付期間中、25人以上の常用雇用者数を維持すること。 (2) 大企業 50人以上の常用雇用者を有する企業(中小企業者を除く)で、固定資産取得費用の合計額が25億円(税抜)以上であり、原則として補助金交付期間中、50人以上の常用雇用者数を維持すること。 ② 町税を滞納していないこと。 ③ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること。 ④ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金又は県補助金の交付を受けていないこと。 ⑤ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。 ⑥ 補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始すること。 ⑦ 当該補助事業に係る工場等の操業を操業開始日から5年間継続すること。	補助金 ○幸田町内に工場等の新設又は増設をする企業に対し、愛知県と連携して再投資の費用の一部を補助する。 ○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用(建物及び償却) ○補助率 ・中小企業、中堅企業 10%以内 (限度額 10 億円) ・大企業 4%以内 (限度額 5 億円)